

「山形県金峰少年自然の家」の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県金峰少年自然の家」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

- 1 施設名 山形県金峰少年自然の家
- 2 募集期間 令和7年6月10日から令和7年7月15日まで
- 3 申請団体数 1団体
- 4 指定管理者として指定した団体

団体名：庄内アソビバプロジェクト

(構成団体：クリーンサービス株式会社、一般社団法人庄内体験活動協議会、
有限会社とがしスポーツ)

住 所：酒田市北新橋一丁目12番13号

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県教育局指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学准教授の外部有識者を含む6名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

(1) 審査の手順

- ・ 申請者の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局からの申請概要等の説明
- ・ 申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果を参考に総合的な審議・評価

(2) 評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

6 選 定 基 準

選定基準	審査項目	審 査 内 容	配 点	
Ⅰ 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	＊県が示す管理運営方針と合致しているか。 ＊申請者の経営モラルは適切か。	満たしていなければ「失格」	
	収支計画の適確性及び実現の可能性	＊指定管理料は県が示した上限額以内か。 ＊収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ＊収支計画は実現可能なものか。 ＊業務遂行のための適切な積算となっているか。 ＊現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。		
	施設の維持管理の適確性	＊当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ＊県が求める維持管理の基準に合致しているか。		
	労働法令の遵守	＊労働関係法令は遵守しているか。 ＊最低賃金は遵守しているか。		
Ⅱ 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	＊高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。	(10)	10
Ⅲ 事業計画書の内容が施設の	管理経費における経済性	＊効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。	(15)	15
	サービス向上を	＊利用者ニーズを把握し、質の高いサービス提供に向けた取組内容は十分か。	(10)	20

目的を効果的かつ効率的に達成することができること	図るための具体的な手法	*施設の機能や設備を活用した提案となっているか。	(5)	10
		*指導部門との協力連携体制がとられているか。	(5)	
	施設の維持管理の内容の妥当性	*維持管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。	(5)	
		*施設及び利用者の安全管理への取組（防犯・防災・事故防止・感染症防止・有害野生動物出没防止等の対策）は十分か。	(5)	
	利用者の増加を図るための具体的な手法	*利用者の増加に向けた具体的な取組内容（魅力的な企画事業、自主事業等）は十分か。	(5)	9
		*提案された目標（利用者数等）は具体的かつ適切か。 *広報計画、地域や関係機関との連携など施設の利用促進に向けた取組は十分か。	(4)	
	管理運営に有益な地域における活動(地域貢献)	*地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等の実施に向けた取組は十分か。 *地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。	(4)	4
Ⅳ 事業計画書に沿って施設の運営管理を適正かつ確実に 行う能力を有すること	安定的な運営や企画事業の着実な実施が可能となる人的能力及び運営体制	*職員体制（人数、配置体制）は十分か。	(10)	15
		*責任の所在は明確か。 *有資格者、経験者等の配置は十分か。 *職員の採用、確保方策は適切か。 *職員の育成、研修体制は十分か。 *外部委託の実施計画は妥当か。 *共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 *過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	(5)	
	財務状況及び経営的基盤	*申請者の財務状況は健全か。 *金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	(5)	5
Ⅴ その他	利用者要望への対応	*利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 *トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。	(3)	3
	緊急時の対応、情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	*防災対策、緊急時及び事故発生時の対策は妥当か。 *情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。	(3)	3
	地域経済への貢献	*地元企業への参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	(3)	3
	県の施策への協力	*県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。	(3)	3
計				100

(別表) 県の施策への協力で評価する各種施策

- ① エコアクション 21 取得
- ② 障がい者雇用
- ③ 子育て支援
- ④ やまがたスマイル企業認定制度
- ⑤ 建設雇用改善優良事業所表彰
- ⑥ 地域貢献活動（災害活動、マイロード等）
- ⑦ 新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
- ⑧ 女性の活躍推進
- ⑨ 協力雇用主としての活動
- ⑩ 新分野進出等経営革新への取組（再生可能エネルギー分野への進出を含む。）
- ⑪ 当該施設におけるキャッシュレス決済への対応
- ⑫ その他必要と認める施策

7 選 定 理 由

山形県教育局指定管理者審査委員会における審査結果は下表のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「庄内アソビバプロジェクト」を指定管理者の候補者として選定した。

- 選定基準Ⅰについて
- ・金峰少年自然の家の運営方針に沿った管理運営を行うこととしており、これまでの施設運営を継承しながら、健全な青少年の育成を図ると提案された。
 - ・県が示す指定管理料の上限額の範囲内であった。
- 選定基準Ⅱについて
- ・社会的弱者に配慮した取組により、利用しやすい環境づくりを行うとしており、適切であると評価された。
- 選定基準Ⅲについて
- ・管理経費における経済性は、募集要項の上限額とほぼ同額の提案であり、資格要件を満たしている。
 - ・サービス向上を図るための具体的手法は、構成団体が持つ人材、実績、連携・協力体制にある地域活動団体とのネットワークを活用し、利用者ニーズを把握してより良い施設づくりを目指すとともに魅力ある事業を展開し、幅広い年齢層の利用拡大を図るとして高く評価された。
 - ・利用者の増加を図るための具体的手法は、幅広い年齢層と多種多様な活動を対象とした事業を創意工夫し、地域活動団体との連携により事業支援及び動員体制を構築し、安定した利用者の確保を見込むとして高く評価された。
- 選定基準Ⅳについて
- ・財務状況及び経営基盤は、構成団体全てにおいて問題なしとされた。
- 選定基準Ⅴについて
- ・利用者の苦情や要望等に対する適切な対応体制が整っている。
 - ・地域経済への貢献は、地域活動団体との連携により地域に密着した活動を推進して地域活性化を図り、地元人材の確保などについて評価された。
 - ・県の施策への協力については、子育て支援のほか、今回新たに追加された項目として、女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援にも取り組んでおり、高く評価された。

以上、総合評価による審査の結果、施設の維持管理・運営全般において高く評価されたため、「庄内アソビバプロジェクト」を指定管理者の候補者とするのが適当であると認められた。

区 分	審査結果（庄内アソビバプロジェクト）
選定基準Ⅰ	適格
選定基準Ⅱ	7.0
選定基準Ⅲ	41.3
選定基準Ⅳ	14.7
選定基準Ⅴ	8.9
合 計	71.9

（注１） 選定基準Ⅱ～Ⅴの点数は、各審査委員の平均値である。

（注２） 点数は、小数第２位を四捨五入したものである。そのため、合計欄の数値が、選定基準Ⅱ～Ⅴまでの集計値と一致しない場合がある。

８ 指 定期間 令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

９ 指 定

令和７年９月県議会及び県教育委員会１０月定例会の議決を経て、令和７年１０月１５日に指定管理者として指定した。